

菊池市	平成15年 10月23日	午前10時から 午後3時まで	菊池市役所	
-----	-----------------	-------------------	-------	--

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成15年9月24日から 平成15年10月23日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

公 告

熊本県公告第617号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、山鹿市長河村修から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公告する。

平成15年8月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（都市基準点、世界測地系座標 変換（改算））	平成15年8月1日から 平成15年9月30日まで	山鹿市内一円

熊本県公告第618号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、第32回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成15年8月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験を実施する日時
平成15年10月10日（金）
午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館13階会議室
- 3 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
（1） 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）
（2） 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 4 受験願書の受付期間等
平成15年9月10日（水）から平成15年9月26日（金）まで（9月13日、14日、15日、20日、21日及び23日を除く。）。受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。なお、郵送による申込みの場合は、9月26日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 5 提出書類
（1） 業務管理者試験受験願書
（2） 履歴書
（3） 受験票
（4） 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
（5） 受験手数料
受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により8千円を納付すること。
- 6 受験願書の請求先及び提出先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県商工観光労働部工業振興課
電話 096 - 383 - 1111 内線 5168

熊本県公告第619号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づく処分を行つたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成15年8月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成15年8月18日